令和８年１１月　　日

美深町総務課

職員の懲戒処分について

本町教育委員会所属の職員による、教育委員会が事務局として管理する関係団体資金の窃取事案につきまして、地方公務員法に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

町民の皆様の貴重な財産をお預かりし、高い倫理観をもって職務に当たるべき公務員が、このような重大な不正行為を引き起こしましたことは、町民の皆様の行政に対する信頼を根底から覆すものであり、深くお詫び申し上げます。

記

１　処分対象職員

・所属・職名：　教育委員会　主事
・年　代　等：　20 代

２　事案の概要

対象職員は、令和８年９月から 10 月にかけて、教育委員会が事務局として管理する関係団体の資金、計 3 件、総額 312,150 円窃取し私的に流用していたことが判明いたしました。

・行為の態様：　教育委員会事務室内の鍵付き机を解錠して手提げ金庫や保管袋ごと自宅へ持ち出し、教育委員会が事務局として管理する関係団体の資金（会費・釣銭用現金・各種販売金等）計 312,150 円を窃取したもの。
・流用目的　：　自身の借入金返済および遊興費等への充当。
・弁済状況および刑事対応について　：　被害額全額（312,150 円）につきましては、令和８年 10 月 23 日に本人から全額弁済されました。また、本件につきましては、被害全額が弁済されていること、本人が事案を認め深く反省していることなどから勘案し、現時点における刑事告発は見送る方針としております。

３　処分の内容

・処分内容　：　懲戒免職
・根拠法令　：　地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
・処分年月日：　令和８年 10 月 31 日
・処分者　　：　美深町長

4　町長コメント

> 「町民の皆様の貴重な財産をお預かりする立場にありながら、このような悪質な犯罪行為を引き起こしたことは、痛恨の極みであり、町民の皆様並びに関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。
>
> 執務室内の公金等の管理につきましては、これまでも管理監督者の指示のもと厳重な保管や口座への預け入れなどを徹底していたにもかかわらず、防げなかった事実を厳しく受け止めております。
>
> 今後は、全庁的な管理体制の徹底した見直しと更なる厳格化を即座に実施し、二度とこうした不祥事を起こさぬよう、全庁一丸となって信頼回復に全力を尽くしてまいります。」

5　今後の対応および再発防止策

・現金・鍵管理体制の抜本的見直し

全庁的に執務室内の現金保管方法および鍵の管理手順を再点検し、ダブルチェックの徹底など物理的・手続的な不正防止策を即座に強化します。

・全職員への規範意識の再徹底

緊急の町長訓示のほか職員研修などを実施し、公務員としての倫理観とルールの遵守意識の再構築を図ります。

・管理監督責任の対処

事案の発生を防げなかった管理監督者の責任につきましても、追って適正に対処いたします。